



たいせいグループ通信

Contents

会長室から、こんど～です

経営まめ知識

いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

2
2020
Vol.195

たいせい通信のメール配信をいたします。
ご希望される方は、下記のメールアドレスに、件名を【たいせい通信メール配信希望】とし、
お名前、会社名、電話番号を明記の上、送信ください。

info@taiseikeiei.co.jp



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

◆(株)大成経営開発・・・・・・・・・・財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>

◆(株)大成財産コンサルタンツ・・・・相続相談・終活相談・資金調達運用
会社売買・生命保険損害保険 <http://www.fzc-souzoku.com>
(九州相続センター) 不動産・営業支援代理店業

◆エルアコンサルティング(株)・・・・・・・・・・生命保険、損害保険 <https://elaa.co.jp>

◆(株)大成アフェクション・・・・・・・・・・居宅介護支援、通所介護事業

◆(株)大成グローバルトレーディング・・・・・・・・・・商社、貿易業務

■大成経営総合事務所

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・いしはら社会保険労務士事務所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

(株)大成経営開発 統括室発行 Tel: 096-377-1101 Fax: 096-377-1114

会長室から、こんど~です

1月に行く、2月は逃げる、3月は去ると言います。本当に1月はあっという間に過ぎてしまいました。2月はもともと日にちが少ないですが、今年は閏年で29日までありますので、1日得した気分ですね♪
「与えられた1日を大切にしないといけないな」と実感している今日この頃です。今月もあっという間に過ぎると思いますが、頑張りましょうね！

新型コロナウイルスが流行し、かなり大変な問題になっています。この時期は弊社もみんなが事務所で机に向かう時間が長くなりますので、インフルエンザに一人感染すると必ず移ります。順番にバタバタいたら大変なことになりますので、全員予防接種受けています。ですが、インフルエンザとは違うウイルスであれば、まだ治療方法が確立されていません。熊本は大丈夫かな？と思いますが、薬局はマスクが売り切れているようです。メディアの力はすごいですね。熊本にまで感染してこないことを願うばかりです。

さて、今月は求人についてです。

新卒者の就職または転職について考えてみました。新しく社会人になる人は、会社の知名度、会社の規模、待遇<給与・賞与・休み>など、転職する人は前職になかったものを求めていくのだと考えます。入社する時、考えに考え抜いて選んだ会社でも、40%は「やりがいや生きがいがない」という理由で辞めるそうです。それはお客様に喜んでいただいていないから、仕事をしてもらえないということになるのです。仕事の中にこそ人生があり、**仕事の中で人間的成長があると思える価値観を共有できる人が集まった企業は強い**です！

私たちの職場に置き換えて考えてみると、会計事務所は外から見れば朝9時から夕方6時まで、土曜・日曜・祭日はお休み、ボーナスは年3回あり、公務員に準ずるように思っている人もたくさんいると思います。でも実際は違います。会計事務所もサービス業であり、お客様にご指名いただいてこそこの事務所、困った時は大成さんと言っていてこそです。時間はあってないようなもので、日曜であろうと夜であろうと仕事の時があります。給料は一人前になるまでは安いし、人間的に成長しないとなかなか上がりません。時給単価にすれば、学生のバイトよりも安いかもしれませぬ。さらには税法の勉強・銀行の勉強など、覚えなければいけないことが沢山あります。さらにさらに、社長は掃除・挨拶など、こまごまウルサイ！でも、他の仕事に比べたら、いろんな会社の社長様とお話が出来て、沢山のことを教えてもらえて、自由に仕事ができ、責任と権限が与えられており、他の職種では得られない人とかかわりの中で感動があります。

お客様の喜ぶことがしたいという価値観を持っている人と、私は一緒に仕事がしたいです！

と思っているのは私だけ？と思うときが最近あります、こんな考えは古い、今は残業無、お休みがたくさんあり、上司がうるさくない、自分の時間が取れる、こんな会社が選ばれる時代だそうです。

ということは「こうなりたい、ああなりたい」と夢を持つ若者が減っているのだと思います。残念です。

旧暦でいうと2月は年の初めなので、五日市剛さんの「**ツキを呼ぶ魔法の言葉**」をご紹介します。

嫌なことがあったら、「ありがとう！」

文字通り「難が有る」時に「有難う」と言いましょ。不幸は重なるもの。でも「ありがとう」ということで、その不幸の連鎖が断ち切れ、逆に「良いこと」が起こるのです。

良いことがあったら、「感謝します！」

感謝する対象は、なんでもかまいません。大切なのは、この言葉を口にする事。

「感謝します。」と言いくければ、「ありがとうございます」でもOK!

いつも前向きに、「ツイてる！」

たとえ小さなことに対しても、これらを口癖にすれば、必ずツキはやってきます。なぜなら、言葉は心を変え、習慣を変え、ツキを引き寄せるからです。

この三つの言葉を毎日繰り返すと良いそうです。

ありがとうございます



(株)大成経営開発会長 近藤記

経営まめ知識：『ミシュランに学ぶ』

最近日本人シェフが初めてミシュラン3つ星を獲得してニュースになりました。

また、年末までミシュラン3つ星を目指すシェフ達のドラマをやっていたので、とてもタイムリーな話題でもありました。

私もはじめて**星の基準**を知ったのですが、

3つ星・・・それを味わうために旅行する価値がある卓越した料理を出す店に与えられる

2つ星・・・極めて美味しく遠回りしてでも訪れる価値がある料理を出す店に与えられる

1つ星・・・その分野で特に美味しい料理を出す店に与えられる

以上が、星の評価基準だそうです。

ここで星の評価基準に疑問が生じたのですが、なぜこんな基準になっているのでしょうか？

ミシュランガイドを発行しているミシュランは1889年創業のフランスのタイヤメーカーです。タイヤメーカーとしても、ブリヂストン、ピレリ、コンチネンタル、グッドイヤーと並ぶ世界的企業になります。

なぜタイヤメーカーが料理のガイドブックを発行しているのでしょうか？

ガイドブックができたきっかけは、パリ万博の時に車を運転する人向けにホテルやガソリンスタンドなどの地図を作ったことだそうです。

この地図を作ることで車を運転する人が増えてくれれば、つまりタイヤも増えるのでは？という動機だそうです。

「ガイドはタイヤのため」

「ガイドはミシュランにとってブランドを宣伝するもの」

「ガイドはタイヤ事業を発展させるために存在する」

もっとタイヤが売れるようにするために作られているのがミシュランガイドブックのようです。

ミシュランがタイヤを売るのではなく、タイヤが売れる状況を作るためにガイドマップやおすすめの飲食店を掲載する。このミシュランの戦略は、皆様の業種でマーケティング、営業する際にも参考になるかもしれません。

ぜひ一度検討されてみてはいかがでしょうか。





いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

「忘れがち個人の確定申告」

今年も確定申告の時期となりました。

すでに還付申告は、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます。

よって、平成31年及び令和元年で2ヵ所給与や医療費がある場合は申告期限を待たずして還付を受けられます。

一般的な確定申告が必要な方

- ・給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ・給与を1ヵ所から受け、不動産やその他の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・給与を2ヵ所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額と不動産やその他の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・源泉徴収されない給与がある方
- ・「退職所得の受給に関する申告書」を提出せずに退職金を受け取り、20%の税率で源泉徴収された人で、源泉徴収税額が正規の税額よりも少ない人

次に、忘れがちな確定申告が必要な方

- ・不動産や事業用資産の譲渡
- ・同族会社への譲渡
- ・同族会社から、貸付金の利子や地代・家賃の支払いを受けた方
- ・太陽光発電の売電収入・・・給料以外の年間所得が20万円を超える方
- ・保険満期金があった方
- ・ネットオークションやフリマアプリなどを利用した個人取引により所得
※生活に使用した資産の売却は含みません。
- ・自家用車の貸付
- ・仮想通貨の売却等(※1)
- ・競馬等のギャンブル

(※1) 仮想通貨の確定申告は雑所得となり、利益確定や商品購入、他の仮想通貨と交換する事で給与所得の方は年間利益が20万円以上、主婦など家族の扶養に入っている方は利益が33万円を超えた場合、個人事業主は利益の額に関わらず確定申告が必要となります。また、損をしたからと言って給与所得などの雑所得以外の所得と相殺することは出来ません。

その他、贈与を受けた方の申告もお忘れないように

- ・金銭や不動産などの贈与を受けた価額の合計額が110万円を超えるとき
- ・相続時精算課税を適用するとき

また

- ・配偶者への居住用財産の贈与
- ・教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与
- ・住宅取得等資金の贈与

などの特例を受けられたときの申告もお忘れなく。

申告期限は、所得税・贈与税共に3月15日となります。

申告が必要な場合は、早めのご準備をお願いいたします。



岡村 泰



編集後記：1月も終わり、早いものでもう2月に突入です。いよいよ繁忙期！！。中国の新型コロナウイルスが非常に気になるところですが、目の前の確定申告を乗り切らねばなりません。新型コロナウイルスばかりが取り上げられておりますが、インフルエンザも流行する時期でもあります。手洗いを徹底するようにして、健康に過ごしていきたいものです。皆様もお気を付けくださいm(_ _)m